

昭和二十八年通商産業省令第四十三号

武器等製造法施行規則

武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）に基づき、および同法を実施するため、武器等製造法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 武器（第三条―第十六条）
- 第三章 猟銃等（第十七条―第二十一条）
- 第四章 雑則（第二十二条―第三十五条）

附則 第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（武器等の種類）

第二条 武器の種類は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる銃
 - イ けん銃（機関けん銃を含む。以下同じ。）
 - ロ 小銃
 - ハ 機関銃（口径が二〇ミリメートル未満のものを用い、機関けん銃を除く。以下同じ。）
- ロ 次に掲げる砲
 - （1） 小口径砲（口径が二〇ミリメートル以上四〇ミリメートル以下の銃砲をいう。以下同じ。）
 - （2） 中口径砲（口径が四〇ミリメートルを超え、九〇ミリメートル未満の銃砲をいい、迫撃砲を除く。以下同じ。）
 - （3） 大口径砲（口径が九〇ミリメートル以上の銃砲をいい、迫撃砲を除く。以下同じ。）
 - （4） 迫撃砲

- 二 次に掲げる銃砲弾
 - イ 銃弾
 - ロ 次に掲げる砲弾
 - （1） 第一種砲弾（小口径砲用の砲弾であつて、弾丸と薬きょうとが自動的な方法によつて結合されるものをいう。以下同じ。）
- （2） 第二種砲弾（圧搾の方法によつて弾体に爆薬が充てんされる砲弾をいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）
- （3） 第三種砲弾（溶融して注入する方法によつて弾体に爆薬が充てんされる砲弾をいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）
- （4） 第四種砲弾（燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用される砲弾であつて、弾体に爆薬が充てんされないものをいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）

- 三 次に掲げる爆発物
 - イ 第一種爆発物（圧搾の方法によつて弾体又は外殻に爆薬が充てんされる爆発物をいう。以下同じ。）
 - ロ 第二種爆発物（溶融して注入する方法によつて弾体又は外殻に爆薬が充てんされる爆発物をいう。以下同じ。）
 - ハ 第三種爆発物（燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用される爆発物であつて、弾体又は外殻に爆薬が充てんされないものをいう。以下同じ。）
- 四 爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、次に掲げるもの
 - イ ロケット弾発射機
 - ロ 爆雷発射機
 - ハ 魚雷発射管
 - ニ 爆雷投下器
 - 五 銃剣
 - 六 火炎発射機
 - 七 銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置により走行するもの
 - 八 銃砲の部品であつて、次に掲げるもの
 - イ 次に掲げる銃身
 - （1） けん銃の銃身
 - （2） 小銃の銃身
 - （3） 機関銃の銃身
 - ロ けん銃の機関部
 - ハ けん銃の回転弾倉
 - ニ けん銃のスライド
 - ホ 機関銃の銃架
 - ヘ 次に掲げる砲身
 - （1） 小口径砲の砲身
 - （2） 中口径砲の砲身

- （3） 大型薬きょう（大口径砲用の砲弾の薬きょうをいい、口径が六〇ミリメートル以上の中口径砲用の銃架をいう。以下同じ。）
- （4） 大型薬きょう（大口径砲用の砲弾の薬きょうをいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）
- （5） 中型薬きょう（小口径砲用の砲架をいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）
- （6） 小型薬きょう（銃架の薬きょうをいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）
- （7） 中型薬きょう（小口径砲用の砲架をいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）
- （8） 大型薬きょう（大口径砲用の砲架をいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）
- （9） 中型薬きょう（小口径砲用の砲架をいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）
- （10） 小型薬きょう（銃架の薬きょうをいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）
- （11） 中型薬きょう（小口径砲用の砲架をいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）
- （12） 大型薬きょう（大口径砲用の砲架をいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲架をいう。以下同じ。）

十 砲弾及び爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

- イ 火薬類が入っていない機械信管（主として機械的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）
- ロ 火薬類が入っていない電気信管（主として電気的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）

十一 爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

- イ ロケット弾の弾体
- ロ 手りゆう弾の弾体
- ハ 地雷の外殻
- ニ 地雷の本体の外殻
- ホ 魚雷の気室
- ヘ 魚雷の弾体

十二 猟銃等の種類は、法第二条第二項各号に掲げる物の別によるものとする。

第二章 武器

（製造事業の許可申請）

第三条 法第三条の規定により武器の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第一の武器製造事業許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 左に掲げる事項を記載した事業計画書
- イ 武器の種類別の製造計画
- ロ 武器の種類別の製造のための設備の明細
- ハ 武器の保管のための設備の明細
- ニ 武器の製造に要する資金の額およびその調達方法
- ホ 武器の製造の事業の収支見積
- ヘ 武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その計画
- ト 武器の製造の事業以外の事業を兼営する場合にあつては、その事業の概要
- 二 工場または事業場の図面ならびに武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図
- 三 現に行つてい事業の概要を説明した書類
- 四 法人にあつては、定款ならびに最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書

（製造の許可を受けうる場合）
第四条 法第四条但書の経済産業省令で定める場合は、武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造または修理を行う場合とする。
（製造の許可申請）

第五条 法第四条但書の規定により武器の製造の許可を受けようとする者は、様式第二の武器製造許可申請書に、当該武器の製造のための設備および保管のための設備の概要を記載した書類を添付し、武器の製造を行う場所を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
（技術上の基準）

第六条 法第五条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表の通りとする。
（保管の要件）

第七条 法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める要件は、左の通りとする。
一 管理上支障がない場所にあること。
二 武器の製造数に応じた収容能力を有すること。
三 出入口に鉄製その他の堅固な扉が設けられている等盗難の防止のために適当な構造を有すること。
（法第五条第一項第五号二の経済産業省令で定める者）

第七条の二 法第五条第一項第五号二の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により武器の製造の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（承継の届出）

第八条 法第七条第二項の規定により武器製造事業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三の武器製造事業承継届出書に、事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その全員の同意書を含む。）を添付し、工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（種類変更の許可申請）
第九条 法第八条第一項の規定により種類の変更の許可を受けようとする者は、様式第四の武器種類変更許可申請書を、工場または事業場の所

在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。
一 左に掲げる事項を記載した種類変更計画書
イ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造計画
ロ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造のための設備の明細
ハ 当該申請にかかわる武器の保管のための設備の明細
ニ 当該申請にかかわる武器の製造に要する資金の額およびその調達方法
ホ 当該申請にかかわる武器の製造に関する収支見積
ヘ 当該申請にかかわる武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その計画
ト 現に行つている事業に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要
チ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図
三 現に行つている事業の概要を記載した書類
四 法人にあつては、最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書
（特定設備）
第十条 法第十条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項に掲げるものとする。
（特定設備の新設等の許可申請）
第十一条 法第十条第一項の規定により特定設備の新設、増設または改造の許可を受けようとする者は、様式第五の特定設備新設等許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。
一 左に掲げる事項を記載した特定設備新設等計画書
イ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造計画
ロ 当該申請にかかわる特定設備の明細（改造にあつては、改造前と改造後とを対照しやすいうように記載すること。）

ハ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造のための設備（特定設備を除く。）に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要
ニ 当該申請にかかわる武器の保管のための設備に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要
ホ 特定設備の新設、増設または改造に要する資金の額およびその調達方法
二 当該申請にかかわる武器の種類別の製造のための設備の配置図
（保管規程の認可申請）
第十二条 法第十一条第一項の規定により保管規程の認可を受けようとする者は、様式第六の保管規程認可申請書に、保管規程（変更する場合にあつては、変更の箇所についての明細を記載した書類）を添付し、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 保管規程は、工場または事業場の事情に応じて、第七条に掲げる事項その他武器の亡失または盗難の防止に関する必要な事項の細目について定めるものとする。
（移転の許可申請）
第十三条 法第十二条第一項の規定により工場または事業場の移転の許可を受けようとする者は、様式第七の武器工場等移転許可申請書を、移転後の工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。
一 移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類
二 移転後の工場または事業場における武器の保管のための設備の明細を記載した書類
三 移転後の工場または事業場の図面ならびに移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図
（廃止の届出）
第十四条 法第十三条の規定により事業の廃止を届け出ようとする者は、様式第八の武器製造事業廃止届出書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
（契約の届出事項）
第十五条 法第十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、左の通りとする。

一 契約の相手方の氏名または名称および住所
二 武器の種類別および規格別の数（分割して引き渡す場合にあつては、引渡の期日ごとの数）
三 対価または報酬の計算の基礎
四 対価または報酬の改訂ならびに支払の方法および条件に関する契約の条項
五 契約を履行するために武器の製造にかかわる請負または委託の契約を締結する場合にあつては、左に掲げる事項
イ 契約の相手方の氏名または名称および住所
ロ 仕事の内容
ハ 報酬ならびに支払の方法および条件
（写の提出）
第十六条 第三条第一項、第五条、第八条、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項または第十四条の規定により経済産業局長を経由して経済産業大臣に申請書または届出書を提出する者は、申請書または届出書およびその添付書類の写を工場もしくは事業場の所在地または武器の製造を行う場所を管轄する経済産業局長（第十三条第一項の場合にあつては、移転前および移転後の工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。
第三章 猟銃等
（製造事業の許可申請）
第十七条 法第十七条第一項の規定により猟銃等の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第九の猟銃等製造事業許可申請書に、工場または事業場の図面を添付し、工場または事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
（製造の許可申請）
第十八条 法第十八条但書の規定により猟銃等の製造の許可を受けようとする者は、様式第十の猟銃等製造許可申請書を猟銃等の製造を行う場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
（販売事業の許可申請）
第十九条 法第十九条第一項の規定により猟銃等の販売の事業の許可を受けようとする者は、様式第十一の猟銃等販売事業許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（製造の許可申請）
第十八条 法第十八条但書の規定により猟銃等の製造の許可を受けようとする者は、様式第十の猟銃等製造許可申請書を猟銃等の製造を行う場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
（販売事業の許可申請）
第十九条 法第十九条第一項の規定により猟銃等の販売の事業の許可を受けようとする者は、様式第十一の猟銃等販売事業許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(保管の要件)

第二十條 法第十七條第二項および第十九條第二項において準用する法第五條第一項第二号の經濟産業省令で定める要件は、左のとおりとする。

- 一 管理上支障がない場所にあること。
二 左のイまたはロに該当するものであること。
イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であつて、確実に施錠できる錠を備えているもの
ロ くさり等によつて猟銃等を堅固に固定しうる設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの
三 保管する猟銃等の數量に応じた収容能力を有すること。
四 容易に持ち運びできないこと。
五 非常の際外部に通報することのできる装置を備えていること。ただし、当該保管設備の附近に当該装置を備えている場合は、この限りでない。

第二十一條 第七條の二、第八條、第九條第一項、第十三條第一項および第十四條の規定は、猟銃等の製造または販売の事業に準用する。この場合において、第七條の二中「武器の製造」とあるのは「猟銃等の製造または販売」と、第八條中「武器製造事業者」とあるのは「猟銃等製造事業者または猟銃等販売事業者」と、「様式第三の武器製造事業承継届出書」とあるのは「様式第十一の猟銃等製造(販売)事業承継届出書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第九條第一項中「様式第四の武器種類変更許可申請書」とあるのは「様式第十三の猟銃等種類変更許可申請書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第十三條第一項中「工場または事業場」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗」と、「様式第七の武器工場等移転許可申請書」とあるのは「様式第十四の猟銃等工場等移転許可申請書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣」とある

のは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第十四條中「様式第八の武器製造事業廃止届出書」とあるのは「様式第十五の猟銃等製造(販売)事業廃止届出書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替へるものとする。

第四章 雜則

(帳簿の記載事項)

第二十二條 法第二十三條の經濟産業省令で定める事項は、武器又は猟銃等の種類別及び規格別に次に掲げるものとする。
一 製造をし、引き渡し、又は引渡を受けた武器又は猟銃等の数
二 武器又は猟銃等を製造し、引き渡し、又はその引渡を受けた年月日
三 武器又は猟銃等を引き渡し、又はその引渡を受けた相手方の氏名又は名称及び住所
四 引き渡し、又は引渡を受けた猟銃等の製造番号

(電磁的方法による記録)
第二十二條の二 前条各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて法第二十三條に規定する当該事項が記載された帳簿に代へることができ。
2 前項の規定による記録をする場合には、經濟産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
(証券)
第二十三條 法第二十五條第三項の様式は、様式第十六の通りとする。
(意見の聴取)
第二十四條 法第三十條第一項の意見の聴取(經濟産業大臣がした処分に係るものに限る。)は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一條第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

第二十五條 議長は、前条の意見聴取会を開こうとするときは、その期日の一週間前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の内容を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示する。

第二十六條 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができ。
第二十七條 利害関係人(参加人を除く。以下第三十二條において同じ。)又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係があることを疎明しなければならない。

第二十八條 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
2 意見聴取会においては、審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代へることができ。
第二十九條 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穩な言動をする者を退去させることができる。
第三十條 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができ。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、関係人に通知しなければならない。

第三十一條 意見聴取会においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、当該調書に議長が記名押印しなければならない。
一 事案の表示
二 意見聴取会の期日及び場所
三 議長の職名及び氏名
四 審査請求人又は出席したその代理人の氏名及び住所
五 出席した利害関係人又はその代理人の氏名及び住所
六 出席した参考人の氏名及び住所
七 陳述の要旨
八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目
九 前号に掲げる事項のほか、意見聴取会の経過に関する主要な事項
第三十二條 審査請求人、参加人若しくは第二十七條の規定による疎明をした利害関係人又はこれらの代理人は、当該事案に関する調書を開覽することができる。
第三十三條 削除
(電磁的記録媒体による手続)
第三十四條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第三條第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類(同号に掲げる定款を除く。)
二 第五條の武器製造許可申請書及び添付書類
三 第八條の武器製造事業承継届出書
四 第九條第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
五 第十一條第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類
六 第十二條第一項の保管規程認可申請書及び保管規程
七 第十三條第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類
八 第十四條の武器製造事業廃止届出書(条例等に係る適用除外)
第三十五條 第十七條から第十九條まで、第二十一條及び第二十三條(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めがあるときは、その限度において適用しない。
附則
この省令は、法の施行の日(昭和二十八年九月一日)から施行する。
附則(昭和二十九年七月一日通商産業省令第四〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則(昭和三十七年一月一日通商産業省令第一一三号)
この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。
附則(昭和三十八年五月一日通商産業省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令の施行の際現に火薬類が入っていない普通信管または火薬類が入っていない時計信

事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
一 第三條第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類(同号に掲げる定款を除く。)
二 第五條の武器製造許可申請書及び添付書類
三 第八條の武器製造事業承継届出書
四 第九條第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
五 第十一條第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類
六 第十二條第一項の保管規程認可申請書及び保管規程
七 第十三條第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類
八 第十四條の武器製造事業廃止届出書(条例等に係る適用除外)
第三十五條 第十七條から第十九條まで、第二十一條及び第二十三條(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めがあるときは、その限度において適用しない。
附則
この省令は、法の施行の日(昭和二十八年九月一日)から施行する。
附則(昭和二十九年七月一日通商産業省令第四〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則(昭和三十七年一月一日通商産業省令第一一三号)
この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。
附則(昭和三十八年五月一日通商産業省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令の施行の際現に火薬類が入っていない普通信管または火薬類が入っていない時計信

事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
一 第三條第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類(同号に掲げる定款を除く。)
二 第五條の武器製造許可申請書及び添付書類
三 第八條の武器製造事業承継届出書
四 第九條第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
五 第十一條第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類
六 第十二條第一項の保管規程認可申請書及び保管規程
七 第十三條第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類
八 第十四條の武器製造事業廃止届出書(条例等に係る適用除外)
第三十五條 第十七條から第十九條まで、第二十一條及び第二十三條(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めがあるときは、その限度において適用しない。
附則
この省令は、法の施行の日(昭和二十八年九月一日)から施行する。
附則(昭和二十九年七月一日通商産業省令第四〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則(昭和三十七年一月一日通商産業省令第一一三号)
この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。
附則(昭和三十八年五月一日通商産業省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。
2 1 この省令の施行の際現に火薬類が入っていない普通信管または火薬類が入っていない時計信

管をその製造する武器の種類として製造の許可を受けている者は、火薬類が入っていない機械信管を武器の種類として許可を受けた者とみなす。

附則 (昭和三十九年八月二二日通商産業省令第八一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年一月二二日通商産業省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年二月一四日通商産業省令第一五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年五月一日通商産業省令第四七号)
この省令は、昭和四十六年十月二十日から施行する。

附則 (平成四年一月三一日通商産業省令第四号)
この省令は、平成四年二月一日から施行する。

附則 (平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号)
この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成八年三月一五日通商産業省令第一四号)
この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、様式第一から様式第一五までの改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年四月九日通商産業省令第六七号)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年三月三〇日通商産業省令第五三号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた武器等製造法第三十条の規定による審査請求に係る意見の聴取に

関する手続については、この省令の施行後もおおむね従前の例による。

附則 (平成十二年一月三十一日通商産業省令第二二二号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十三年三月二九日経済産業省令第九九号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成十四年三月二六日経済産業省令第四二二号)
この省令は、平成十四年三月二六日から施行する。

2 この省令の施行の際現に武器等製造法第三条の許可を受けている武器製造事業者の製造のための設備に係る技術上の基準の適用については、この省令の施行の日から三月間、なお従前の例によることができる。

附則 (平成二十八年三月二九日経済産業省令第四三三三号)
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年九月一日経済産業省令第三六六号)
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二

条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に關する省令

様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に關する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和五年二月二八日経済産業省令第六三三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

別表 武器の製造のための設備についての技術上の基準

(1) 次表の武器の種類に掲げる武器の製造のための設備は、同表の工作のための設備及び検査のための設備の項に掲げる機械、器具若しくは装置(以下「基準設備」という。)又は基準設備と異なる設備であつて、これと同様な機能を有する旨の経済産業大臣の承認を受けたものを含むこと。

(2) 基準設備は、次表の武器の種類に掲げる武器の製造を行うのに適当な性能を有するものであること。

Table with 3 columns: Weapon Type (武器の種類), Specific Equipment (特定設備), and Inspection Equipment (検査のための設備). Rows include Deep Hole Bore (深孔ボール盤), Spindle (研削盤), and others.

Table with 3 columns: Small Bore Cannon (小口径砲), Medium Bore Cannon (中口径砲), and Large Bore Cannon (大口径砲). Rows include Cannon (砲身), Spindle (研削盤), and Grinding Wheel (研削盤).

種 4 第	彈 砲 種 3 第	彈 砲 種 2 第	彈 砲 種 1 第			彈 銃		砲 擊 迫	
充てん装置	融装置	爆薬溶	ス搾プレ	防衛装	結合機	動ひよ	装薬自	てん薬	砲身中
充てん物用	爆薬注入装	爆薬用ひよ	爆薬用ひよ	雷管かしめ	雷管かしめ	雷管かしめ	雷管かしめ	雷管かしめ	ボール盤
	試験機	化学分析装置	化学分析装置	銃弾全長検査	銃弾全長検査	銃弾全長検査	銃弾全長検査	銃弾全長検査	かたさ試験機

雷 魚	機 射 投 雷 爆	機 射 発 弾 ト ッ ケ ロ			物 発 爆 種 3 第	物 発 爆 種 2 第	物 発 爆 種 1 第	彈 砲
ぞ 案 内 切 削 削 削					装てん	融装置	爆薬溶	防衛装
ボール盤	ボール盤	ボール盤	ボール盤	ボール盤	充てん物用	爆薬注入装	爆薬用ひよ	う量機
かたさ試験機	精密比較測長	精密比較測長	精密比較測長	精密比較測長			化学分析装置	かたさ試験機

て つ あ で 両 車 る す 有 を 造 構 る す 載 搭 を 砲 銃		機 射 発 炎 火		剣 銃	器 下 投 弾 爆		管 射 発	
削盤		車台工			ボール盤		機(一切)	
溶接装置		ボール盤		ボール盤	ボール盤		中ぐり盤	
精密比較測長		精密比較測長		精密比較測長	精密比較測長		精密比較測長	

身 銃 の 銃 関 機		身 銃 の 銃 小		身 銃 の 銃 け		の も る す 行 走 り よ に 置 装 道 軌 限 無	
銃身ラ		銃身ラ		銃身ラ		深孔ボ	
精密比較測長		精密比較測長		精密比較測長		精密比較測長	

の砲径口小	架銃の銃関機	ドイラスの銃んけ	倉弾転回の銃んけ	体部関機の銃んけ	
ル孔又ぐり砲 盤ボり身 ー深中					(鍛造に より製 造する 場合に 限る。)
立削盤 研削盤 ボール盤 フライス盤 旋盤	溶接装置 形削盤 立削盤 。) 場合に限る	有するもの を製造する 場合に 限る	ゆう動面を 有するもの を製造する 場合に 限る	研削盤(し ゆう動面を 有するもの を製造する 場合に 限る	ボール盤 フライス盤 研削盤 形削盤 熱処理設備
機 引張強さ試験 かたさ試験機 金属顕微鏡 かたさ試験機 衝撃値試験機	精密比較測長 機	精密比較測長 機	精密比較測長 機	精密比較測長 機	かたさ試験機 衝撃値試験機 引張強さ試験 機 ブロックゲ ー

架砲の砲径口小	身砲の砲撃迫	身砲の砲径口大	身砲の砲径口中	身砲
	砲身 ぐり盤 砲身 ホ ー ニ ン グ 盤	砲身 ぐり盤 砲身 ホ ー ニ ン グ 盤 イ フ ル 盤 砲 身 旋	砲身 ぐり盤 砲身 ホ ー ニ ン グ 盤 イ フ ル 盤 砲 身 旋	砲身 ぐり盤 砲身 ホ ー ニ ン グ 盤 イ フ ル 盤 砲 身 旋
溶接装置 形削盤 立削盤 。) 場合に限る	ボール盤 中ぐり盤 フライス盤 研削盤(し ゆう動面を 有するもの を製造する 場合に 限る	ボール盤 フライス盤 研削盤	ボール盤 フライス盤 研削盤 立削盤 形削盤 平削盤	形削盤
機 ばね試験機	精密比較測長 機	精密比較測長 機	精密比較測長 機	精密比較測長 機 砲孔検査器 砲孔測定器

出搾型中	体弾出搾型小	体弾削切	丸弾の弾銃	架砲の砲径口大	架砲の砲径口中
	搾出 ブ レス		先付け 機 弾丸結 合機		
機 銅環締付け	熱処理設備 旋盤 機	熱処理設備 銅環締付け 機	熱処理設備 圧伸機 鉛しん庄成 機 定長機 面取り機 みぞ付け機	溶接装置 形削盤 立削盤 。) 場合に限る	ボール盤 中ぐり盤 フライス盤 研削盤(し ゆう動面を 有するもの を製造する 場合に 限る
	はかり 機	精密比較測長 機	精密比較測長 機	精密比較測長 機	精密比較測長 機

うよき薬型小	体弾造	体弾接溶	体弾出搾型大	体弾
	備 造設	備 造設		
。) に 限る	熱処理設備 銅環締付け 機	熱処理設備 溶接装置 旋盤 機 又は液圧 プレス	機 銅環締付け 機	かたさ試験機 衝撃値試験機 引張強さ試験 機 精密比較測長 機
のを製造す る場合に 限る	熱処理設備 銅環締付け 機	熱処理設備 溶接装置 旋盤 機 又は液圧 プレス	熱処理設備 銅環締付け 機	精密比較測長 機

様式第17

電機的記録簿等提出書

申 請 書

記入
印刷

経営者個人記録

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

武蔵野製薬有限 各種 簿の規定による事項(又は提出)に附し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電機的記録簿等を以下のとおり提出いたします。

系原に添付されている電機的記録簿等に記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 電機的記録簿等に記録された事項
 2. 電機的記録簿等と併せて提出される書類
- 備考
1. 用語の定義等は、日本振替協会の定める。
 2. 提出の期限については、特許事務又は提出の適用規定を参照する。
 3. 「電機的記録簿等に記録された事項」の欄には、電機的記録簿等に記録されている事項を記載するとともに、二以上の電機的記録簿等に提出する場合は、電機的記録簿ごとに記録番号を付し、その番号ごとに記載されている事項を記載する。
 4. 「電機的記録簿等と併せて提出される書類」の欄には、提出書類(又は提出)の提出書類に添付されている電機的記録簿等に記録されている事項以外の事項を記載し、その事項を提出する場合には、その事項を記載する。
 5. 「記入印刷」の欄には、記入印刷の方法を記載する。
 6. 提出事項のない欄は、省略する。